

1 認定事実

原告125は、昭和27年に奈良市で出生し、現在は奈良市議会議員及び原告 解放同盟奈良県連合会の支部書記長を務めている。

原告125の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告125は,本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の欄に氏名, 住所及び電話番号を掲載された。

(甲169, 344)

- (1) 上記認定によれば、原告125は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙402)によれば、原告125が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、第三者が開設するブログの特定の日の記述として掲載されていることなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとまでは認められない。そして、他に原告125の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「奈良県」の欄の公表により、原告125のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告125は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告125の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告125が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と

認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。

1 認定事実

原告126は、昭和19年に奈良県生駒市で出生し、現在は原告解放同盟奈良 県連合会の副執行委員長及び支部長を務めている。

原告126の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の奈良県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告126は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内 候補」の欄に氏名、役職名、提訴時住所及び電話番号を掲載された。

(甲170、344)

- (1) 上記認定によれば、原告126は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙403)によれば、原告126が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告126の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「奈良県」の欄の公表により、原告126のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告126は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、提訴時住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により,原告126の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は3万円と認めるのが相当である。そして,上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当

である。

1 認定事実

原告127は、昭和29年に奈良県で出生し、現在は奈良県議会議員を務めている。

原告127は、本件人物一覧の「部落解放同盟奈良県連合会役員」の「組織内候補」の欄に氏名及び議員であることを掲載された。

(甲240)

- (1) 原告127の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告127は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していることを公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。なお、被告ら指摘の証拠(乙465)によっても、原告127が原告解放同盟に所属していたことがインターネット上に掲載されていたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告127の被った精神的苦痛を 慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万5000円と認めるのが相当である。そ して、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが 相当である。

1 認定事実

原告128は、昭和27年に和歌山県で出生し、現在は原告解放同盟和歌山県 連合会副執行委員長などを務めている。

原告128の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の 地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告128は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所(ただし番地までの記載しかないもの)、電話番号及び生年月日を掲載された。

(甲171, 344)

2. 判断

- (1) 上記認定によれば,原告128は,その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方,証拠(乙404,476,639)によれば,原告128は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして,原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行うなどし,その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが,ホームページの下部の階層に掲載されているなど,その掲載の態様に照らすと,そのことが一般に広く知られていたり,これらを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして,他に原告128の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり,不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって,本件地域一覧の「和歌山県」の欄の公表により,原告128のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告128は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、電話番号及び生年月日を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる(なお、住所は番地までの記載しかなく不正確なため、

これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。)。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告128の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告128が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万500円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。

1 認定事実

原告129は、昭和24年に和歌山県で出生した。

原告129の現住所は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告129は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所(ただし誤っているもの) 及び電話番号(ただし誤っているもの)を掲載された。

(甲172, 344)

- (1) 上記認定によれば、原告129は、その現住所が本件地域にあるが、証拠(乙298、311、385、404、405、489、634、638、639)によれば、原告129は、自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして継続的に講演活動を行っており、その活動内容がインターネット上に掲載されていたと認められるから、このことは既に一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告129の現住所が本件地域にあることも推認されるから、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告129は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたが、前記(1)に説示するところによれば、原告129が原告解放同盟に所属していることは既に広く知られているから、これによりプライバシーが侵害されたとは認められない。

1 認定事実

原告130の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の 地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告130は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏 名及び役職名を掲載された。

(甲122, 344)

- (1) 上記認定によれば、原告130は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙311、312、639)によれば、原告130が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告130の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「和歌山県」の欄の公表により、原告130のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告130は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により,原告130の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は,原告130が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして,上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。

1 認定事実

原告131は、昭和27年に和\山市で出生し、現在原告解放同盟和\山県連合会委員長を務めている。

原告131は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所(ただし誤っているもの)を掲載された。

(甲173)

- (1) 原告131の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告131は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙312、406、408、634、635、638、639)によれば、原告131が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下位の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告131の被った精神的苦痛を 慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告131が原告解放同盟に所属しているこ とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認め るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1 000円と認めるのが相当である。

1 認定事実

原告132は、昭和29年に和歌山市で出生し、現在は和歌山県議会議員を務めている。

原告132は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名,役職名,住所(ただし誤っているもの)、電話番号及び生年月日を掲載された。

(甲174)

- (1) 原告132の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告132は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求権を有する。他方、証拠(乙407)によれば、原告132は自らの生年月日及び部落解放運動に参加していることをインターネット上に自ら公開していることが認められ、これらの点についてプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告132の被った精神的苦痛を 慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当で ある。

1 認定事実

原告133は、昭和24年に和歌山県で出生し、現在は原告解放同盟和歌山県 連合会副執行委員長を務めている。

原告133の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の 地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告133は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲175, 344)

- (1) 上記認定によれば、原告133は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙384、400、638、639)によれば、原告133は、平成15年4月、原告解放同盟の組織内候補として和歌山県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、原告133が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成(前提事実(1)ア)を併せると、原告133の現住所及び現本籍が本件地域にあることも一般に広く知られていると推認されるから、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告133は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、前記 (1)に説示するところによれば、原告133が原告解放同盟に所属していることについては、既に一般に広く知られているため、この点についてプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告133の被った精神的苦痛を 慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上 記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当で



ある。

1 認定事実

原告134は、昭和31年に和歌山市にて出生し、現在は原告解放同盟和歌山 県連合会書記長を務めている。

原告134の現住所は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告134は、本件人物一覧の「部落解放同盟和歌山県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所(ただし誤っているもの)及び電話番号(ただし誤っているもの)を掲載された。

(甲176, 344)

- (1) 上記認定によれば、原告134は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙311、408、635、639)によれば、原告134が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、原告解放同盟の関連する新聞社の刊行した新聞を電子化したものであるなど掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告134の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「和歌山県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告134は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していることを公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告134の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告134が原告解放同盟に所属してい

ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と 認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用 は2000円と認めるのが相当である。

欠番

原告136

1 認定事実

承継前原告136は、平成29年2月24日に死亡した。原告136は、承継前原告136の子であり、相続によって、承継前原告136の本件訴訟に関する請求権全てを取得し、訴訟を承継した。

承継前原告136は、本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所(ただし誤っているもの)及び電話番号を掲載された。

- (1) 承継前原告136の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、承継前原告136は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙433、640)によれば、承継前原告136が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の者の氏名及び肩書が羅列されているというその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、承継前原告136の被った精神的 苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、承継前原告136が原告解放同盟に所 属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を

有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。

1 認定事実

原告137は、昭和34年に鳥取県倉吉市で出生し、現在は原告解放同盟鳥取 県連合会執行委員長などを務めている。

原告137の従前本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

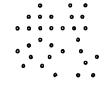
原告137は,本件人物一覧の「部落解放同盟鳥取県連合会役員」の欄に氏名, 役職名,住所(ただし誤っているもの)及び電話番号を掲載された。

(甲90,344)

- (1) 原告137の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告137は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠(乙282、467、641)によれば、原告137は、鳥取県のホームページにおいて自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして部落問題に関する講師の受託が可能である旨公表し、また、実際に自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を継続的に行っていたと認められ、このことは既に一般に広く知られていると推認される。そうすると、本件人物一覧の公表により原告137の原告解放同盟における役職が公開されたとしても、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告137の被った精神的苦痛を 慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当で

ある。

原告138 欠番



1 認定事実

原告139は、昭和29年に鳥取県で出生した。

原告139の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の鳥取県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

(甲178, 344)

- (1) 上記認定によれば,原告139は,その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方,証拠(乙410,411,467,468)によれば,原告139は,自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして,原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも2回行い,その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが,ホームページの下部の階層に掲載されているなど,その掲載の態様に照らすと,そのことが一般に広く知られていたり,これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして,他に原告139の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり,不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって,本件地域一覧の「鳥取県」の欄の公表により,原告139のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告139は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないので、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告139の被った精神的苦痛を 慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告139が原告解放同盟に所属しているこ とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認め るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1



000円と認めるのが相当である。